

ひきこもり支援方針策定に係る検討会議

参考1

① 目的

本市のひきこもり状態にある本人や家族等への支援について、学識経験者を含む「ひきこもり支援方針策定部会」及び庁内関係課室で構成した庁内検討会議内で検討し、今後の方針をまとめるもの。

② 委員

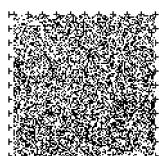
ひきこもり支援方針策定部会 委員一覧（区分別五十音順・敬称略）

区 分	氏 名	所 属	役 職
学 識	大熊 宗麿 (第 1,2,3 回)	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会	地域福祉推進部長
	内山 和美 (第 4 回)		
	川北 稔	愛知教育大学 教育学部	准教授
	竹中 哲夫	日本福祉大学	名誉教授
	米川 和雄	名古屋市立大学大学院 人間文化研究科	准教授
社 会	金武 和弘	NPO法人 ICDS なごや若者サポートステーション	センター長
	田中 義和	NPO法人 なでしこの会	理事長
	村松 千里	名古屋市民生委員・児童委員連盟	副理事長
医 療	鈴木 國文 (第 1 回)	医療法人生生会 松蔭病院	院長
	吉田 聡 (第 2,3,4 回)		副院長

※「区分」欄中、「学識」は「精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者」を、「社会」は「精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者」を、「医療」は「精神障害者の医療に関する事業に従事する者」をそれぞれ指す。

ひきこもり支援方針策定庁内検討会議 構成員一覧

職 名
経済局 産業労働部 労働企画課長
健康福祉局 高齢福祉部 地域ケア推進課長
健康福祉局 高齢福祉部 担当課長（包括的支援の推進に係る企画調整）
健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課長
健康福祉局 健康部 担当課長（精神保健・いのちの支援）
子ども青少年局 子育て支援部 子ども福祉課長
子ども青少年局 子ども未来企画部 青少年家庭課長
教育委員会事務局 新しい学校づくり推進部 新しい学校づくり推進課長
教育委員会事務局 新しい学校づくり推進部 子ども応援課長



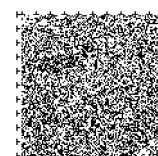
③ 実施状況

開催日	内 容
令和5年3月20日	第1回ひきこもり支援方針策定庁内検討会議 ①ひきこもり支援の取り組み状況 ②令和5年度におけるひきこもり支援の取り組み
5月22日	第1回ひきこもり支援方針策定部会 ①名古屋市ひきこもり地域支援センターにおけるひきこもり支援の取り組み状況について ②令和5年度におけるひきこもり支援の取り組み ③名古屋市生活状況に関する調査について ④今後のスケジュールについて
10月18日	第2回ひきこもり支援方針策定部会 ①「名古屋市生活状況に関する調査」の結果について ②名古屋市ひきこもり支援方針（案）について ③現在の国の動向について
令和6年1月16日	第2回ひきこもり支援方針策定庁内検討会議（書面開催） 名古屋市ひきこもり支援方針（案）について
1月23日	第3回ひきこもり支援方針策定部会 名古屋市ひきこもり支援方針（案）について
2月 8日	名古屋市精神保健福祉審議会 名古屋市ひきこもり支援方針（案）の進捗報告
10月17日	第3回ひきこもり支援方針策定庁内検討会議 ①国のひきこもり支援ハンドブックについて ②名古屋市ひきこもり支援方針（案）について
10月28日	第4回ひきこもり支援方針策定部会 ①国のひきこもり支援ハンドブックについて ②名古屋市ひきこもり支援方針（案）について
令和7年1月17日	名古屋市精神保健福祉審議会 名古屋市ひきこもり支援方針（案）について

④ 主な意見 ※●は再掲

【基本方針1 一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援の充実】 関連

- 相談窓口が多く、困りごとに対してどこに相談したらいいのかわかりにくい。
- ひきこもりの状態がわかるようないろいろな例をあげて相談を呼びかけるとよい。
- ひきこもりの人の状態がよくわからないので相談につなげていいのかわからない。
- ひきこもりの人に対する偏見や誤解があるので理解を広めてほしい。
- 端的に相談に答える機能や検索で相談窓口等が出てくるような機能について考える余地がある。
- ひきこもりに関する情報がまとまったポータルサイトのようなものがあるとよい。



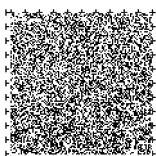
- アウトリーチにはいろいろな種類があることを知ってもらえるとよい。
- 社会的に孤立しているけど、どの困りごとから最初に対応していいか本人たちも困っているケースがある。
- 自身がひきこもりだと思っていない人に呼びかけが必要
- 家族や本人が気軽に相談できるような場があるとよい。
- 今のままだとひきこもりになりそうだと感じた時に予防的観点で相談できるとよい。
- 伴走型支援など、長期的な支援を見据えて関わってほしい。
- ひきこもりのイメージを変えていただき、その人の状況にあった支援を考える必要がある。
- 先の見通しを本人が感じて頑張ることができる支援が必要
- 家族も生きづらさを感じているため家族も支えてほしい。
- 身近な場所で家族教室や家族のつどいを開催してほしい。
- ひきこもりが長期にわたる場合もあるので、家族を支えていく仕組みが大事で、日常的に交流できる場が必要
- 家族も含めて支え合っていくような居場所を作してほしい。
- 家族で自主的に運営していけるような家族会をたくさん作る取り組みをしてほしい。
- 元当事者の方に相談できるなどのピアサポートがあると相談しやすい。

【基本方針2 関係機関との連携による支援の充実】 関連

- 8050問題を含むことも多いため、家族全体を支援する視点が必要。
- 重層的支援体制整備事業では、ひきこもり状態にある方と関わるケースが多いため、ひきこもり地域支援センターと連携できるとよい。
- 医療だけで解決できるものではないので、いろいろな形でサポートを継続できるような体制がほしい。
- 不登校時の支援と、卒業時につなげられるところがあるかどうかが予防的観点から重要。
- 様々な社会資源について情報提供が必要。
- 同じような相談事業を実施している支援団体等との連携はどうしていくのか。
- 支援者をはじめとした関係者から意見を聞き、支援の質を高める取り組みがあるとよい。
- 支援サポーターやピアサポーターが当事者の支援に関わるしくみがあるとよい。
- 支援者自身の立ち位置がわかるような支援マニュアルなどがあるとよい。

【基本方針3 ひきこもりへの理解促進】 関連

- ひきこもりの人の状態がよくわからないので相談につなげていいのかわからない。
- ひきこもりの人に対する偏見や誤解があるので理解を広めてほしい。
- ひきこもりのイメージを変えていただき、その人の状況にあった支援を考える必要がある。



ひきこもり支援方針策定部会設置要綱

（設 置）

第1条 名古屋市精神保健福祉審議会条例第5条に基づき、ひきこもり支援施策に関する有識者の意見を聴取し、ひきこもり地域支援センターの役割等の整理や関係機関及び民間団体との連携強化など、ひきこもり支援の方針策定のため、「ひきこもり支援方針策定部会」（以下「部会」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 部会は次の事項について調査審議し、その結果を名古屋市精神保健福祉審議会に報告するものとする。

（1）ひきこもり支援方針の策定に関する事項

（2）その他部会長が必要とする事項

（組 織）

第3条 部会の委員は、名古屋市精神保健福祉審議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

2 部会の委員の人数は会長が定める。

（部会長）

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する。

2 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第5条 部会は、原則年3回開催する。

2 部会の会議は、部会長が招集する。

3 部会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

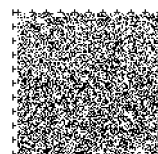
5 部会長は、必要に応じ部会に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（謝 金）

第6条 委員の部会への出席に対する謝金の額は、1回12,600円とする。

（部会の公開）

第7条 原則として公開する。ただし、健康福祉局長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。



(庶務)

第8条 部会の庶務は、健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

